

まちづくり主要事業検討部会設置要綱

(設置)

第1条 西宮市重要行政課題推進本部設置要綱第5条第1項の規定に基づき、まちづくり主要事業検討部会（以下「検討部会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 検討部会は、次に掲げる事項について基本的な方針を検討するものとする。

- (1) 阪神西宮駅北地区の駅前広場の再整備及び公共施設の適正配置に関すること。
- (2) その他阪神西宮駅北地区の整備に関すること。

(委員)

第3条 検討部会の委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(運営)

第4条 検討部会には部会長及び副部会長を置き、部会長は北田副市長を、副部会長は政策局長をもって充てる。

- 2 部会長は、検討部会を代表し、会務を総理する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 検討部会は、部会長が招集し、その会議の議長となる。
- 5 検討部会において必要があると認めるときは、委員以外の者に検討会への出席を求め、意見等を聞くことができる。

(事務局)

第5条 検討部会の事務局は、政策局政策総括室政策推進課（施設・まちづくり）及び政策局都市計画部都市計画課に置く。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討部会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年5月17日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月5日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月25日から施行する。

別表第1（第3条関係）

北田副市長

政策局長

政策局参与（施設・まちづくり担当）

都市計画部長

産業文化局長

産業文化局参与（図書館・越木岩センター担当）

文化スポーツ部長

土木局長

土木総括室長

道路部長

公園緑化部長